

## 令和4年度十和田市移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、第2期まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略及び十和田市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略に基づき、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京圏から本市に移住した者に対し、予算の範囲内において令和4年度十和田市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、あおもり移住支援事業実施要領（平成31年4月23日青森県制定）及び十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）並びに法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）の地域をいう。
  - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
  - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
  - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
  - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
  - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）

## 第2条第1項に規定する過疎地域

- (3) 移住者 第5条に規定する移住支援金の交付申請をした日において、転入をした日から起算して3か月以上1年以内の間にある者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 東京23区の区域内に住所を有していた又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住所を有し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区の区域内に通勤していた期間（東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住所を有し、東京23区の区域内の大学等へ通学した後に当該区域内の企業等に就業した者にあつては、当該大学等に通学した期間を含む。イにおいて同じ。）が、転入をする直前の10年間に於いて通算して5年以上である者

イ 東京23区の区域内に住所を有していた又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住所を有し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区の区域内に通勤していた期間が、転入をする直前において、連続して1年以上である者。ただし、転入の直近において、東京23区の区域内に通勤していた者にあつては、転入をする直前から3か月前までを当該連続した1年以上の期間の起算点とすることができる。

- (4) マッチングサイト 青森県が、東京圏の求職者に対して青森県内にある企業等の求人情報を掲載するため開設し、及び運営するインターネットサイトをいう。

(移住支援金の交付)

第3条 市長は、第1号から第5号までのいずれかに該当し、かつ、第6号から第10号までのいずれにも該当する移住者に対し、移住支援金を交付する。

- (1) 次に掲げる要件の全てを満たす就業をした移住者

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏に存する条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、マッチングサイトに掲載されている求人であること。

ウ 就業者の3親等以内の親族が代表、取締役等の経営を担う職務を務めて

いる法人等への就業でないこと。

エ 期間の定めのない労働契約（1週間の所定労働時間が20時間以上であるものに限る。）に基づき就業し、移住支援金の交付申請をした日において連続して3か月以上在職していること。

オ 就業者が就業先に係るイの求人へ応募した日が、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。

カ 就業者が、移住支援金の交付申請をした日から5年以上、就業した法人等において継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した移住者で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 前号ア、エ、カ及びキに掲げる要件に該当すること。

イ 目的を達成した後に解散することを前提とした事業その他の離職が前提となっている事業への参加でないこと。

(3) テレワークにより就業している移住者で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 当該移住者が所属する企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市の区域内に生活の本拠を有し、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金（地方創生テレワーク交付金制度要綱（令和3年2月9日付け府地創第34号）に基づく交付金をいう。）を活用した取組において、当該移住者が所属する企業等から資金の提供を受けていないこと。

(4) 本市に所在する事業所（官公庁等を除く。）に就業、就農又は起業している移住者で、次に掲げる要件の全てを満たすもの（以下「関係人口」という。）

ア 本市の出身又は過去に本市に住民登録があった者又は3親等以内の親族

が本市の出身である者

イ 本市に就学又は就業経験を有する者

ウ 本市への転入前に本市が実施する移住体験を経験し、かつ、本市の移住相談窓口へ移住相談をしている者

(5) 移住支援金の交付申請をした日前1年以内に青森県が地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を利用して実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている者

(6) 移住支援金の交付申請をした日から起算して5年以上、継続して市の区域内に居住する意思を有している者

(7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない者

(8) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者

(9) 前3号に掲げるもののほか、移住支援金を交付することが適当でないと市長が認めた者でない者

（移住支援金の交付額）

第4条 移住支援金の交付額は、移住者が単身の場合にあっては60万円、移住者が2人以上の世帯に属する場合（次の各号に掲げる要件の全てに該当する場合に限る。）にあっては100万円とする。

(1) 移住者を含む2人以上の世帯員が転入をした日前において同一世帯に属していたこと。

(2) 移住支援金の交付申請をした日において、移住者を含む2人以上の世帯員が同一の世帯に属していること。

(3) 移住支援金の交付申請をした日において、移住者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入をした日から起算して3か月以上1年以内の者であること。

2 移住者が2人以上の世帯に属する場合にあって18歳未満の世帯員を帯同して転入する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

（移住支援金の交付申請）

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、令和5年1月31日までに令和4年度十和田市移住支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本人であることを確認するために必要な書類
- (2) 移住前の在住期間及び在住地が分かる世帯全員分の住民票の写し
- (3) 移住支援金の交付申請をした日における世帯全員分の住民票の写し
- (4) 就業証明書（様式第2号。第3条第1号に該当する場合に限る。）
- (5) 就業証明書（様式第3号。第3条第2号に該当する場合に限る。）
- (6) 就業証明書（様式第4号。第3条第3号に該当する場合に限る。）
- (7) 就業証明書（様式第5号。第3条第4号に該当する場合に限る（これによりがたい場合は、確定申告書の写し等就業していることを確認できる書類）。）
- (8) 申請者が関係人口に該当する場合にあっては、第3条第4号に該当することを確認できる書類
- (9) 起業支援金交付決定通知の写し（第3条第5号に該当する場合に限る。）
- (10) 誓約書（様式第6号）
- (11) 同意書（様式第7号）
- (12) 債権者登録申請書（様式第8号。登録済みの場合を除く。）
- (13) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等転入前での在勤地及び就業期間を確認できる書類（東京23区の区域内に通勤していた場合に限る。）
- (14) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第3号の書類に関する情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（移住支援金の交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、移住支援金の交付の可否を決定し、令和4年度十和田市移住支援金交付決定通知書（様式第9号）によ

り、当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第7条 移住支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金を請求しようとするときは、令和4年度十和田市移住支援金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(移住支援金の返還)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当したときは、令和4年度十和田市移住支援金返還命令書（様式第11号）により、当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。ただし、雇用された企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合又は青森県内の他の市町村に転出する場合は、この限りでない。この場合において、青森県内の他の市町村に転出した後、他の都道府県に転出した場合は、移住支援金の返還を命ずるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合 交付した移住支援金の全額

ア 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けた場合

イ 移住支援金の交付を申請した日から3年未満で青森県外に転出した場合

ウ 移住支援金の交付を申請した日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 第3条第5号の青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 移住支援金の交付を申請した日から3年以上5年以内に青森県外に転出した場合 支交付した移住支援金の半額

(移住支援金の返還免除)

第9条 移住支援金の交付を受けた者は、前条ただし書の規定により移住支援金の返還の免除を申請しようとするときは、令和4年度移住支援金返還免除申請書（様式第12号）に、返還免除理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、移住支援金の返還免除の可否を決定し、令和4年度十和田市移住支援金返還免除承認（不承認）通知書（様式第13号）により、当該申請者に通知するものとする。

（報告、現地調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、移住支援金の交付決定者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（居住の確認）

第11条 市長は、移住支援金の交付決定者の同意を得て、住民基本台帳による居住の確認をすることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。